

議案第47号

南風原町下水道事業審議会設置条例

南風原町下水道事業審議会設置条例を別紙のとおり提出する。

令和5年9月5日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき条例を制定するため提案する。

南風原町下水道事業審議会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、下水道事業の運営を図るため、南風原町下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は下水道事業の管理者の権限を有する町長（以下「町長」という。）の諮問に応じて、下水道事業の運営に関する事項について調査審議し、町長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 利用者代表
- (3) 地域住民を代表する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任される前に行われる会議は、町長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、他の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び審議会に出席した者は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。

また、その職務を退いた後も同様とする。

(議事録の作成)

第8条 議事録は、経済建設部区画下水道課職員が作成する。

(議事録の署名)

第9条 議事録に署名する委員は、会長のほか2人とし、会議の始めに会長が会議に諮って指名する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、経済建設部区画下水道課において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。